

大山町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和3年4月1日

大山町監査委員 石黒 澄男
大山町監査委員 西山 富三郎



発大監第84号
令和3年3月25日

大山町長 竹口大紀様
大山町議会議長 杉谷洋一様

大山町監査委員 石黒澄男

大山町監査委員 西山富三郎

令和2年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり監査結果の報告を決定したので提出する。

記

第1 監査の要領

1 監査の基準

本監査は、大山町監査基準に準拠して行ったものである。

2 監査の種類

財務監査

3 監査の対象

本町における指定管理者の指定に係る事務。

4 監査の着眼点

本監査における着眼点は、以下の3点である。

- ①公の施設の設置管理条例が、正しく整備されているか。
- ②指定手続条例が、正しく整備されているか。
- ③指定管理者の候補者の選定方法は妥当か。

5 監査の実施日

令和3年2月19日

6 監査の結果

本町における指定管理者の指定に係る事務は、概ね適正といえるが、選定方法などに監査意見を付すこととする。

第2 監査実施内容

指定の手続から協定後の事業報告まで一式の書類を徴した。その中から、今回の監査では、候補者選定から協定締結までの手続きについて焦点を当てて監査を行った。本町の指定管理施設は次の表1のとおりである。

表1 大山町指定管理施設（令和2年4月1日時点）

区分	施設名	指定管理者名
観光交流センター	大山町観光交流センター	一般財団法人大山恵みの里公社
福祉センターなかやま	大山町立ふるさとフォーラムなかやま	社会福祉法人大山町社会福祉協議会
保健福祉センターだいせん	大山町保健福祉センターだいせん	社会福祉法人大山町社会福祉協議会
温泉館	大山町立ふるさとフォーラムなかやま	株式会社 かいけ
	大山町中山温泉館及び生活想像館	
社会体育施設	大山町中山農業者トレーニングセンター	株式会社 チュウブ
	大山町中山多目的運動広場	
	大山町中山運動広場	
	大山町中山野球場	
	中山農村活性化施設(センター)	
	中山農村活性化施設(多目的広場)	
	大山町名和農業者トレーニングセンター	
	大山町名和総合運動公園(野球場)	
	大山町名和総合運動公園(陸上競技場)	
	大山町名和総合運動公園(テニスコート)	
	大山町名和総合運動公園(アスレティック広場)	
	大山町名和民芸伝承館	
	大山町大山農業者トレーニングセンター	
	大山町大山農村運動広場	
大山町大山野球場		
大山中の原スキー場	大山中の原スキー場	株式会社 だいせんリゾート
大山スポーツ公園	大山町大山スポーツ公園(大山総合体育館)	一般社団法人 大山観光局
	大山町大山スポーツ公園(大山国体広場)	
	大山町大山スポーツ公園(大山運動広場)	
	大山町大山スポーツ公園(大山林間コース)	
水産物直売所	大山町御来屋漁港水産物直販所	鳥取県漁業協同組合
夕陽の丘神田	夕陽の丘神田	株式会社 チュウブ
大山参道市場	大山参道市場	株式会社 さんどう
ふれあい倶楽部	大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部	楽しもなかやま
獣肉解体処理施設	大山町獣肉解体処理施設	大山ジビエ振興会
南光河原駐車場	大山町南光河原駐車場	一般社団法人 大山観光局

第3 監査結果

本監査は、3つの着眼点のもとに監査を実施し、以下の点について事実確認を行うことができた。監査結果は次のとおりである。

1 公の施設の設置及び指定管理者の指定の手続き

地方自治法第244条の2で、公の施設を設置すること、また当該施設の管理を指定管理者に行わせることは、条例でこれを定めることと規定されている。この条例については、(1)指定管理者の指定の手続、(2)指定管理者が行う管理の基準、(3)業務の範囲その他必要な事項を定めることとされている。

本町では、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）で(1)指定管理者の指定の手続が定められている。また、別途施設ごとに設置管理条例を制定し、(2)指定管理者が行う管理の基準、(3)業務の範囲その他必要な事項が定められていることを確認できた。

①指定手続条例について

指定手続条例第5条は、公募によらない候補者の選定について定めている。この条文は、指定管理者の候補者を、特命による選定をする際に運用されるものである。特命による選定に合規制を持たせるためには、公募のみならず、申請の例外を規定することが必要であることに留意し、運用に際しては慎重に進められたい。

同じく第5条第1項第1号では、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる団体であると認められる場合、特命で選定することができることと規定されている。行政が設置した施設なので、設置目的の達成は当然に重要なことである。

ただし、施設の設置目的は多種多様であることから、公共サービスの水準確保という点にも注意が必要である。すなわち、施設の利用者である住民が、一層向上したサービスを享受し、利用しやすい施設として管理できるという点である。

補足として、指定管理者は施設の管理者であり、利用者ではないことにも注意が必要である。

②各施設の設置管理条例について

本町では指定手続条例を制定しているため、上述のとおり設置管理条例には、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定めることと規定されている。業務の範囲その他については、概ね網羅されていることを確認できた。管理の基準については、町民など利用者が当該公の施設を利用する際の基本的条件となる事項などを規定するものである。条例で定める事項等については、改めて検討されたい。

2 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定は、公募により当該施設を指定管理することを広く知らしめ、受けようとする法人その他の団体から申請を受けるものである。この公募を行う意義は、当該施設の管理において最も適性のある団体が指定管理者となり得ることである。言い換えれば、最も適性のある団体を自治体が情報収集をして見つけることは、非常に困難なことである。

本町の指定管理者の候補者の選定状況を見ると、公募によらない特命での選定が13件中9件もあり、半数以上を占めていることが確認できた。

総務省は平成22年12月「指定管理者制度の運用について」（総行経第38号、総務省自治行政局長）において、指定管理者の申請にあたっては、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいと助言をしている。このことを踏まえて、指定管理者の選定が行われるよう留意いただきたい。

第4 まとめ

平成15年に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設された。本町においては本制度の運用が始まって10年が経とうとしていたこともあり、このたび財務監査を行ったものである。

しかしながら、各施設の事業報告、モニタリング実施、検査状況等まで試査が及ばなかったこともあり、翌年度以降引き続き監査が必要であると考えます。